

入 札 説 明 書

「平成 2 8 年度皇居外苑濠水浄化施設改修実施
設計業務」 (紙入札方式)

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所

総合評価落札方式（簡易型）

入札説明書

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所の平成28年度皇居外苑濠水浄化施設改修実施設計業務に係る手続開始の公示に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

※本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の業務である。

1. 手続開始の公示日 平成28年4月11日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 松本 俊男

〒100-0002 東京都千代田区皇居外苑1-1

3. 業務の概要

1) 業務名 平成28年度皇居外苑濠水浄化施設改修実施設計業務

2) 業務の目的

本業務は皇居外苑濠水浄化施設において、汚泥処理施設を設置するため、基本計画に基づき実施設計を作成するものである。

3) 業務内容

・実施設計

詳細は別添2仕様書による。

4) 再委任の禁止

本業務について、主たる部分の再委任は認めない。

5) 成果品

成果品は別添2仕様書による。

6) 履行期間

履行期間は以下の通り予定している。

契約締結の日 ～ 平成28年10月14日

7) その他

①本業務の契約書案は別添1、仕様書は別添2のとおりである。

②担当部局

〒100-0002 東京都千代田区皇居外苑1-1

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所 庶務科

電話03-3213-0095 FAX03-3201-1017

4. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添－3（様式－1～5、A4判）に示されるとおりとする。
 なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

2) 参加表明内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
当該部門の建設コンサルタント登録等	・環境省における建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加競争資格の写しを提出すること。
企業の過去10年間の同種又は類似業務実績	・参加表明書の提出者が過去に受託した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・記載する業務は、平成18年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務数は、1件とする。 ・記載様式は様式－2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚(A4)以内に記載する。
予定管理技術者の経歴等	・配置予定の管理技術者について、経歴等を記載する。 ・手持ち業務は平成28年4月1日現在、環境省以外の発注者(国内外を問わず)のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは以下のものを指す。 管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務 ・本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務面の後に「特定済」と明記する。 ・記載様式は様式－3とする。
予定管理技術者の過去10年間の同種又は類似業務実績	・配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・記載する業務は、平成18年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務数は1件とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は様式－4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚以内に記載する。
業務実施体制	・配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載する。 ・担当技術者は、分担業務分野(※)ごとに代表技術者を1名ずつ最大3名まで記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－5とする。

組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	事業者の経営における事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。
-----------------------	--

※分担業務分野の分類は下記による。なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備に関する設計
機械	建築物の給排水設備、汚泥処理設備等に関する設計

3) 契約書の写し

同種又は類似業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、社団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

5. 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

- 1) 受領期限：平成28年4月22日（金）15時00分
（土曜、日曜及び祝日は除く。）9時00分から17時00分まで
- 2) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 3) 提出先：上記3.7)に同じ。

6. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- 1) この説明書に対する質問がある場合は、次に従い、提出すること。
 - ①質問の受付期間：平成28年4月22日（金）15時00分
（土曜、日曜及び祝日は除く。）9時00分から17時00分まで
 - ②提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
 - ③提出先：上記2)に同じ。
- 2) 質問に対する回答は、参加表明書を提出した全ての者へ平成28年4月25日（月）12時まで電送（FAX）にて送付する。

7. 技術提案書の提出者に要求される資格要件及び技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 技術提案書の提出者に要求される資格

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 環境省の建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けているものであること。
- ③ 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成13年環境会第9号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 入札説明書において示す暴力団排除に関する制約事項に誓約できる者であること。
- ⑤ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更正会社または更正手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は更正手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目、評価基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりである。

評価項目				評価基準			評価のウェイト
				A	B	C	
資格表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	—	当該業務に関連する部門のコンサルタント登録等あり。	当該業務に関する部門のコンサルタント登録等なし。	3
	専門技術力	成果の確実	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	同種業務の実績がある。	類似業務の実績がある。	同種又は類似業務の実績がない。	5

		性					
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	—	一級建築士を有する。	左に該当しない。	3
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	同種業務の実績がある。	類似業務の実績がある。	同種又は類似業務の実績がない。	5
	専任制	専任制	手持ち業務金額及び件数	—	右に該当しない。	すべての手持ち業務の契約金額合計が4億以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。	3
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		—	—	下記項目に該当する。 ・業務の主たる部分を再委託としている。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然。	数値化しない	
組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	事業者の経営における事業所(本社等)における、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無		—	有	無	5	

(2) 評価項目ごとの評価（A及びB）を以下のとおり数値化したものの合計値により評価を行い、優位に評価された者を技術提案書の提出者として選定する。C評価がある場合には選定しない。

A：5点

B：3点

(3) 技術提案書の提出者として選定したものには、書面より通知する。

3) 技術提案書の提出者の選定数

技術提案書の提出者は最大10者選定する。ただし、同評価の提出者が5者を超えて存在する場合にはこの限りではない。

8. 非選定理由に関する事項

1) 参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面により通知する。

2) 選定しなかった旨の通知を受けた者は、分任支出負担行為担当官に対して非選定理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(1) 受領期限：選定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の17時

(2) 提出場所：上記3. 7) に同じ。

(3) 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 提出部数：5部

3) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 総合評価に関する事項

1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

(2) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

2) 総合評価の方法

(1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

(2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点 = (価格評価点の配分点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格評価点の配分点は 100 点とする。

(3) 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記 1、2、3 の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は 200 点とする。

- 1 予定技術者の経験及び能力
- 2 実施方針等
- 3 評価テーマ

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

10. 技術提案書の作成及び記載の留意事項

1) 技術提案書作成上の基本事項

技術提案書は、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添-3 (様式-6 ~ 12) に示されるとおりとする。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載する。 ・担当技術者は、実施する分担業務分野ごとに代表技術者を 1 名ずつ最大 3 名まで記載する。 ・技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載すること。 ・記載様式は様式-7 とする。
予定担当技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の担当技術者について、経歴等を記載する。対象とする担当技術者は業務実施体制に記載された者とする。 ・同種又は類似業務の実績は平成 18 年度以降に完了した業務を対象とし、記載する件数は 1 件とする。 ・手持ち業務は平成 28 年 4 月 1 日現在、環境省以外の発注者(国内外を問わず)のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは以下のものを指す。 担当技術者:管理技術者及び担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務 ・本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務面の後に「特定済」と明記す

		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－8とし、配置予定技術者1名につきA4版1枚に記載する。 ・担当技術者が複数の場合は、各担当分野の代表技術者を評価の対象とする。 ・管理技術者の「建設系 CPD 協議会」に参加している団体における CPD 記録を記載する。なお、CPD 記録は公示日の6ヶ月前から公示日までの間に取得したもので、取得した日から過去1年間の単位を対象とする。
<p>予定担当技術者の過去10年間の同種又は類似業務実績</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。対象とする担当技術者は業務実施体制に記載された者とする。 ・記載する業務は、平成18年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務数は、技術者1名につき1件とする。 ・技術提案書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は様式－9とし、図面、写真等を引用する場合も含め、配置予定技術者1名につきA4版1枚以内に記載する。 ・担当技術者が複数の場合は、主たる担当分野の代表技術者を評価の対象とする。
<p>業務の実施方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・業務への取り組み姿勢を問うために、本業務の特徴等を踏まえた業務実施の着眼点や 実施方針を簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－10を用い、1枚以内に記載する。
<p>業務の工程表等</p>		<p>業務量の把握状況を示すため、本業務の工程を作成する。</p>
<p>特定テーマに対する技術提案</p>	<p>テーマ ①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・皇居外苑濠水質浄化施設の発生汚泥の特性に応じた汚泥処理施設設計を行うための配慮事項、設計手法について提案する。 ・記載様式は様式－11とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚以内に記載する。
	<p>テーマ ②</p>	<p>今後の濠水浄化施設の稼働状況及び皇居外苑管理事務所の管理体制を踏まえた固化汚泥排出の考え方と施設設計への反映について提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－12とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚以内に記載する。

1 1. 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限

- 1) 受領期限：平成28年5月9日（月）15時00分
（土曜、日曜及び祝日は除く。）9時00分から17時00分まで
- 2) 提出方法：○部を持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 3) 提出先：上記3. 7)に同じ。
- 4) 提出部数：5部

1 2. 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術提案書の評価項目、評価基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりである。

1 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト		
	判断基準			管理技術者	担当技術者	
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	各担当分野について資格の内容を資格評価表により評価する	各担当分野の技術者について資格の内容を下記の順位でそれぞれ評価する。資格を有さない場合は評価しない。 建築及び構造 ①一級建築士 ②二級建築士 ③その他建築又は構造関係資格 電気 ①建築設備士、技術士(電気・電子部門)、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ③二級電気工事施工管理技士、その他電気関係資格 機械 ①建築設備士、技術士(機械部門又は上下水道部門)、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ③二級管工事施工管理技士、その他機械関係資格	—	①10 ②6 ③1
	資格要件	継続教育	継続教育(CPD)の点数	「建設系 CPD 協議会」に参加している団体における CPD 記録を下記の順位で評価する。なお、CPD 記録は公示日の6ヶ月前から公示日までの間に取得したもので、取得した日から過去1年間の単位を対象とする。 ①推奨単位を取得している。 ②推奨単位の半分以上を取得している ③CPD 単位を取得していない、又は推奨単位の半分未満である。	①10 ②6 ③0	—

	専門技術力	成果の確実性	平成 18 年度以降の同種又は類似業務の実績(実績の有無)	平成 18 年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③①②以外は選定しない。 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版 1 枚以内に記載する。	①10 ②6 ③0	①10 ②6 ③0
		専任制	手持ち業務金額及び件数	下記に該当しない場合評価し、該当する場合は評価しない。 ・手持ち業務の契約金額が4億以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 (手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万以上の他の業務を指す。)	10	10

(2) 実施方針

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
業務方針・業務実施フロー・工程表・その他	業務の実施方針	目的、条件、内容、皇居外苑の位置づけ、性格、現状の理解度が高い場合に優位に評価する。	20
		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合優位に評価する。	10
	業務の工程表等	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。(様式は自由)	30

(3) 評価テーマ

評価項目	評価の着目点		配点	
		判断基準		
特定テーマに対する技術提案	テーマ①	的確性	地形、環境、皇居外苑の特性などとの整合性が高い場合に優位に評価する	15
		実現性	提案内容に高い設計意欲、説得力がある場合に優位に評価する。	15

	テーマ	的確性	地形、環境、皇居外苑の特性などとの整合性が高い場合に優位に評価する	15
	②	実現性	提案内容に高い設計意欲、説得力がある場合に優位に評価する。	15

2) (1) 予定管理技術者及び予定担当技術者の経験及び能力の評価は評価項目ごとに各評価項目のウェートの数値を合計する。

(2) 実施方針及び評価テーマに係る評価項目ごとの評価（A及びB）を以下のとおり数値化したものを各評価項目のウェートに乗じて得た数値の合計値により評価を行い、優位に評価された者を特定する。評点の合計が同点となった場合には、A評価の多い者を優先して扱う。

A：5／5

B：3／5

3) 特定された者に対しては、書面（特定通知書）により通知する。

4) 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、総合評価に関する事項の業務計画について記載された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

1 3. ヒアリング

1) 以下のとおりヒアリングを行う。

①実施場所：皇居外苑管理事務所

②実施期間：平成28年5月10日（火）

③時 間：協議の上、決定する。

④出席者：管理技術者又は主たる担当分野の代表技術者。

1 4. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び別紙環境省入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けているものその他の開札の時ににおいて7. に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

1 5. 契約書作成の要否

別添－1の契約書（案）により契約書を作成するものとする。

16. 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除
- 2) 契約保証金 免除

17. 支払条件

前金払 有

18. 苦情申立てに関する事項

本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月4日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

19. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3.7)に同じ。

20. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。また、誓約事項に誓約する旨を技術提案書及び入札書に明記すること。

21. その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別紙環境省入札心得及び別添1契約書（案）を熟読し、別紙環境省入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (5) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非指名通知を受けた者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。
- (9) 参加表明書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更でき

ない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

2.2. 添付資料

- 別紙 環境省入札心得
- 別添－1 契約書（案）
- 別添－2 仕様書
- 別添－3 参加表明書及び技術提案書様式
- 別添－4 環境マネジメントシステム認証制度の例
- 別添－5 濠水浄化施設発生汚泥処理施設基本計画

入札心得

(目的)

第1条 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、分任支出負担行為担当官にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、分任支出負担行為担当官においてやむを得ないと認められたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、分任支出負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。

4 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3）を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（入札の辞退）

- 第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前においては、入札辞退届（様式2）を分任支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中においては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

- 第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

- 第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

- 第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - ② 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ③ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - ④ 記名押印を欠く入札
 - ⑤ 金額を訂正した入札
 - ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めらるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 予決令第85条の基準に該当する入札を行った者は、分任支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、分任支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。

入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合は直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、分任支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分

任支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の案の提出と同時にこの契約の履行を保証する公共事業履行保証証券（かし担保特約をを付したものに限る。）を提出するものとする。提出に当たっては、次に掲げる事項等に留意すること。

- ① 保証金額は、請負代金の100分の30以上であること。
- ② 債権者は分任支出負担行為担当官とし、債務者は落札者であること。
- ③ 保証人の記名押印があること。
- ④ 公共工事前保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。
- ⑤ 主契約の内容として工事名は契約書の記載の工事名と同一とする。
- ⑥ 保証期間は工期を含むものとする。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか、非課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入 札 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

代 理 人 等

印

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名：平成28年度皇居外苑濠水浄化施設改修実施設計業務
- 2 入札金額：金額 円
- 3 契約条件：契約書及び仕様書その他一切貴所の指示のとおりとする。

(様式2)

辞 退 届

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

代 理 人 等

印

下記について参加資格の確認を受けましたが、都合により入札を辞退します。

記

入札件名：平成28年度皇居外苑濠水浄化施設改修実施設計業務

委 任 状

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者氏名 印

代理人住所
(受任者) 所属 (役職名)
氏 名 印

当社は、 を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

(委任事項)

- 1 平成28年度皇居外苑濠水浄化施設改修実施設計業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

(様式3 (2))

委 任 状

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

代理人住所
(委任者) 所属 (役職名)
氏 名 印

復代理人住所
(受任者) 所属 (役職名)
氏 名 印

当社は を復代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

(委任事項)

- 1 平成28年度皇居外苑濠水浄化施設改修実施設計業務の入札に関する一切の件

